

(24) 人総発一〇一九
2024年9月19日

事業所事務長 様

人事総務課長

アルバイト時給改定の件

2024年10月2日付で、岡山県の最低賃金が982円へ改定されることを受け、次のとおりアルバイト時給の一部を改定しますので、お知らせします。

(2024年10月1日改定)

① 看護学生 (准看資格者)	<u>1,000円</u> (旧960円)
② 看護学生 (無資格者)	<u>990円</u> (旧950円)
③ 歯科衛生士学生	<u>990円</u> (旧950円)
④ 大学生・短大生A (夜間診療補助業務を行う長期的なもの)	<u>990円</u> (旧950円)
⑤ 大学生・短大生B (夏期・冬期休暇等一時的なものを含む)	<u>990円</u> (旧940円)
⑥ 高校生	<u>982円</u> (旧932円)
⑦ 学生以外	<u>1,000円</u> (旧970円)

以上